

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日施工の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条 5 項)

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

※小数点第 2 位以下を四捨五入

### 【マージン率に含まれるもの】

1. 雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料
2. 諸費用
  - ・派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
  - ・資格取得や技能講習受講、外部講習会参加等の補助、支援に充当した費用
  - ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
3. 営業利益

派遣労働者の数	3人(令和5年6月1日付け 派遣労働者数)
派遣先の数	1事業所(令和4年度 派遣先事業所数 実数)
労働者派遣に関する料金額	46,306 円(令和4年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額)
派遣労働者の賃金額	30,670 円(令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額)
マージン率	33.8%(令和 4 年度 マージン率)
教育訓練に関する事項	派遣就業先の業務内容に応じた訓練を派遣就業前及び派遣就業中に行う。 各種施工図作成技能訓練等。
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	本社(027-251-6588)
その他労働者派遣事業の業務に関し 参考となる事項	宿泊施設あり。帰省費支給あり。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間の終期	令和6年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者